

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 研究不正防止規程

(目的)

- 第 1 条 科学研究における不正行為は、人類の叡智である科学への信頼を揺るがし、その発展を妨げるものである。そうした不正行為は、科学者としての存在意義を自ら否定するものであり、これを行った者は研究者コミュニティ等から倫理的に非難されるばかりでなく、社会的責任を厳しく問われる。国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（以下「センター」という。）に所属する者が研究活動における不正行為を行うようなことがあれば、センターのみならず国及び厚生労働行政に対する名誉と信用を著しく傷つけ、重大な損害を与えることになる。
- 2 本規程は、センターに所属する研究従事者（研究活動を行う者若しくは研究業務に関わる者をいう。以下同じ。）による研究活動における不正行為を未然に防止するとともに、センターにおいて研究活動における不正行為が発生した場合に迅速かつ適正に対処することを目的として、次の事項等を定めるものである。
- 一 研究活動規範委員会の設置及び当該委員会の責務
 - 二 不正行為の未然防止策
 - 三 不正行為の疑いが発生した際の手順
- 3 本規程は、センターに所属する研究従事者による誠実な研究活動の促進と保護を意図するものであり、研究活動への意欲を減じさせることを意図するものではない。なお、本規程の実施においては、国が定める法律、指針、ガイドライン（厚生労働省「研究活動の不正行為への対応に関する指針」、文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」等）、日本学術会議等が定める「科学者の行動規範」等（以下「研究不正に関する法令等」という。）を尊重する。

(定義)

- 第 2 条 本規程において「研究不正」とは、研究従事者による研究活動における不正行為をいう。具体的には、研究の申請、実行、審査、又は研究成果の報告等の様々な過程における捏造、改ざん、盗用等の不適切な行為をいう。
- 一 捏造
実際には存在しないデータや実験結果を作り上げ、それらを記録又は報告すること。
 - 二 改ざん
研究試料・機材・過程に細工を加えたり、データや研究結果を変えたり省略することにより、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - 三 盗用
他人の考え、作業内容や文章を適切な了承や引用なしに流用すること。
- 2 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結

果等の捏造、改ざん及び盗用を「特定不正行為」として扱う。

- 3 これらの証拠隠滅及び立証妨害（研究成果の事後の検証を行うために不可欠な実験記録等の資料の隠蔽、廃棄及び未整備を含む。）も研究不正とみなす。
- 4 財団助成金等を含むすべての研究費（以下「研究費」という。）の不適切な使用、その他それぞれの研究費について定めた規程などに違反する行為も研究不正とみなす。ただし、研究費の不適切な使用等については、別に定める研究費の使用に等係る規程等に定めるところによる。
- 5 利益相反について別に定める規程に違反する行為も研究不正とみなす。ただし、当該違反行為については、別に定める利益相反に係る規程に定めるところによるものとする。
- 6 科学的に適切な方法により得られた研究成果が結果的に間違いであった場合、意見の相違が見られた場合等は、研究不正には該当しない。また、故意によるものでないことが根拠をもって明らかにされた場合も研究不正には該当しない。

（対象者）

第3条 本規程の対象者は、センターに在職若しくは在籍する研究従事者とする。ただし、本務がセンター外にある者については本務先の規程等を尊重する。

（研究活動規範委員会）

第4条 センターは、研究従事者による研究不正の防止及び研究不正に対処するため研究活動規範委員会（以下「規範委員会」という。）を設置する。

- 2 規範委員会は、センターの各組織（神経研究所、精神保健研究所、トランスレーショナル・メディカルセンター、メディカルゲノムセンター、脳病態統合イメージングセンター、認知行動療法センター及び病院とする。以下同じ。）の長をして、各組織に所属する研究従事者に、第6条に定める研究従事者の研究活動規範を周知徹底させるとともに、第7条に定める研究不正の防止に必要な教育を行わせるものとする。
- 3 規範委員会は、第8条に定める告発等があった場合には、第11条から第14条に定める手順に従いその対処を行う。
- 4 規範委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 5 委員長は、理事長の指名により企画戦略室長が務める。
- 6 委員は理事長が指名する。ただし、総務部長及び監査室長は役職指定の委員とする。
- 7 委員長は、必要に応じて次の外部委員を指名することができる。
 - 一 科学研究における行動規範について専門的知識を有する者
 - 二 法律の専門知識を有する者
- 8 規範委員会は、3分の2以上の委員の出席がなければ開催することができない。
- 9 委員の罷免は、理事長の承認をもって委員長が行う。
- 10 委員の任期は原則2年とし、再認を妨げない。
- 11 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（研究活動規範小委員会）

第5条 センターは、規範委員会の下部委員会として各組織に研究活動規範小

委員会（以下「小委員会」という。）を置くことができる。小委員会は、各組織において規範委員会の指示に基づき、研究従事者の研究活動規範の周知徹底及び研究不正の防止に必要な教育を行う。

2 小委員会は、本規程の範囲内で細則を定めることができる。

（研究従事者の責務）

第6条 研究従事者は、次に掲げる事項を研究活動の規範とする。

- 一 不正行為を行わないこと。
 - 二 不正行為に加担しないこと。
 - 三 不正行為を助長しないこと。
- 2 研究従事者は、研究不正に関する法令等を遵守しなければならない。
- 3 研究従事者は、研究活動内容を記録するとともに、研究活動から生み出されたオリジナルデータ（生データ）、実験・観察ノート若しくは調査試料・実験試料・試薬等の研究成果の事後の検証を可能とするものを、第三者が追跡することができる状態で作成する。なお、デジタルデータの加工過程については、第三者が理解できるように記録しなければならない。また、研究従事者は、研究活動を記録した実験・観察ノート、電子記憶媒体などの研究記録を研究終了後も一定期間（最低5年間）センター内の所定の場所に保管しなければならない。また、研究従事者は、不正行為の疑いを受けた場合等必要な場合には、研究記録を開示しなければならない。ただし、研究従事者が研究記録を開示するに当たっては、研究活動規範委員会は、開示する内容及び方法、並びに開示する相手先について、研究記録の性質や研究分野の特性等に配慮して開示させるものとする。
- 4 研究従事者がセンターで得た研究成果は、原則としてセンターに帰属する。

（研究倫理教育）

第7条 研究従事者は、センターへの入職又は入籍時に必ず規範委員会が定めるe-learning等による研究倫理教育を受けなければならない。ただし、本規程の施行時に既に入職又は入籍している者は、施行後速やかに教育を受けるものとする。なお、当該教育に係る受講記録は、企画医療研究課において保存する。

- 2 研究従事者は、定期的に規範委員会が定める研究不正に関する再教育を受けなければならない。
- 3 各組織には研究倫理教育責任者を置き、研究従事者に対する研究活動規範のみならず、実験・観察ノート等の記録媒体の作成・保管、実験試料・試薬等の保存、論文作成の際における各研究者の役割分担・責任関係の明確化など、研究活動に関して守るべき事項について知識及び技術を習得・習熟させることとする。
- 4 研究倫理教育責任者は、センターの各組織の長とする。

（研究不正に関わる相談及び照会並びに告発）

第8条 規範委員会は、研究不正に関する申立て及び情報提供並びに本規程に関わる相談及び照会並びに告発（以下、「告発等」という。）に対応するため、企画医療研究課に不正行為相談窓口（以下「窓口」という。）を設置する。

- 2 窓口の責任者は、企画医療研究課長とする。
- 3 研究不正の疑いが存在すると思料する者は、何人も、窓口で告発等を行う

ことができる。

- 4 告発等は、文書、電子メール、電話又は面談によるものとする。
- 5 窓口は、告発を受け付けたときは、速やかに、委員長及び理事長の定める統括相談担当者に報告するものとする。統括相談担当者は、総務部長の職にある者をもって充てるものとし、告発の受付から調査に至るまでの体制について、必要な組織を構築して企画・整備・運営する責任者である。
- 6 告発の意思を明示しない相談については、窓口はその内容を確認して、相当の理由があると認めるときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。

(告発等の取り扱い)

- 第9条 告発は、窓口に対して、原則として顕名により行うものとし、不正行為を行ったとする研究従事者又は研究グループ、研究不正の内容等が明示され、かつ不正とする合理的根拠が示されている場合にのみ受け付ける。
- 2 ただし、匿名による告発の場合でも、特定不正行為の場合は、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
 - 3 報道機関、学会等のセンター以外の者により研究不正の疑いが指摘された場合には、顕名の告発に準じて取り扱う。
 - 4 告発の内容が、不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められている等である場合には、その内容を確認、精査し、相当の理由があると認めるときは、委員長が被告発者に警告を行うものとする。

(告発者・被告発者の取り扱い)

- 第10条 規範委員会は、告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩してはならない。
- 2 理事長は、虚偽による告発を防止するため、調査の結果、虚偽に基づく告発が判明した場合には、告発者の氏名の公表及び懲戒処分ができる。
 - 3 理事長は、単に告発したこと又は告発されたことのみを理由に告発者又は被告発者に対して、懲戒処分、全面的な研究活動の禁止等を行ってはならない。
 - 4 理事長は、調査の結果、特定不正行為が行われたとの認定があった場合、特定不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、特定不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者に関する第14条第7項第1号の報告を受けた際は、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター職員懲戒規程の定めに従い、懲戒処分を行うことができる。

(告発等に関する予備調査)

- 第11条 規範委員会は、告発内容の合理性などについて予備調査を実施し、告発の受付から30日以内に本調査実施の要否について判断する。また、特定不正行為が疑われ本調査を実施することを決定した場合は、配分機関（当該事案に係る競争的資金等の配分を行う機関を指す。）及び関係省庁へ報告する。
- 2 規範委員会は、本調査を実施しないことを決定した場合には、その理由を付して告発者に通知する。なお、特定不正行為が疑われるとの告発であって本調査を実施しないことを決定した場合には、予備調査に係る資料等を保存

- し、その事案に係る配分機関等及び告発者の求めに応じ、個人情報又は知的財産の保護等不開示に合理的な理由がある部分を除き、開示するものとする。
- 3 規範委員会の委員が、告発の直接の利害関係者に当たる場合には、当該告発の調査・審査・裁定に加わることができない。すべての委員が当該告発の直接の利害関係者である場合には、理事長は代理の委員を選任する。
 - 4 規範委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して、関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求めるとともに、関係者のヒアリングを行うことができる。
 - 5 規範委員会は、本調査の証拠となり得る関係資料、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

(調査委員会の設置)

- 第12条 規範委員会は、予備調査の結果に基づき研究不正が存在すると疑われる場合には、告発ごとに調査委員会を設け、本調査を行う権限を与えることができる。なお、調査委員会を、被告発者が所属する組織の小委員会が兼ねることを妨げない。
- 2 本調査は、前条第1項による本調査実施の決定後30日以内に開始するものとする。
 - 3 調査委員会は、告発に応じて次の構成員を含むことを原則とし、規範委員会の判断により必要に応じて委員を増減することができる。また、特定不正行為の疑いがある場合の調査委員会においては、センターに属さない外部委員が半数以上を占めなくてはならない。さらに、告発者又は被告発者と直接の利害関係（例えば、特定不正行為を指摘された研究活動が論文のとおり成果を得ることにより特許や技術移転等に利害があるなど）を有する者は調査委員会の委員となることはできない。
 - 一 規範委員会の委員長
 - 二 被告発者の所属組織と異なる組織に属する規範委員会の委員 1名
 - 三 当該研究分野若しくは類似の研究分野に携わっている部長 1名
 - 四 科学研究における倫理規範について専門知識を有する外部委員 1名
 - 五 当該研究分野の研究者であって、センター外部委員 1名
 - 六 法律の専門家等であって、センター外部委員 1名
 - 4 調査委員会の委員長（以下「調査委員長」という。）は、調査委員会委員のうち、理事長が指名する者とする。
 - 5 調査委員会は、調査委員長が招集し、委員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。
 - 6 規範委員会は、本調査を行う調査委員会を設置した場合には、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知することとする。
 - 7 告発者及び被告発者は、規範委員会から調査委員会委員の氏名が示された日から1週間以内に、委員の人選について異議申立てをすることができる。
 - 8 規範委員会は、異議申立てが妥当であると判断した場合には、委員の交代又は追加を行うことができる。なお、委員の交代又は追加を行う場合には、その旨を告発者及び被告発者に通知する。また、委員の交代又は追加を行う必要がないと判断した場合には、理由を付して告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

第13条 本調査に当たっては、調査委員会は次の各号に掲げる事項を行うことができる。

- 一 関係者からの事実聴取
 - 二 関係資料等の調査及び証拠資料の保全
 - 三 再実験の要請その他に調査に必要な措置
- 2 研究従事者は、調査委員会の調査に当たっては、誠実に協力しなければならない。
 - 3 研究従事者は、調査委員会から資料の提出を求められた場合には、これに応じなければならない。
 - 4 告発に関係する資料の調査に当たっては、他の方法による適切な資料の入手が困難な場合又は関係資料の証拠隠滅が行われると考える合理的な理由がある場合には、調査に関連する場所の一時閉鎖、関係資料の保全、研究費使用の一時停止などの措置を行うことができる。告発者には調査への協力を求める場合がある。
 - 5 調査委員会が保全措置を行う場合には、必要最低限の範囲及び期間に止めるとともに、規範委員会を通じて、理事長及び告発に係る組織の長に報告しなければならない。
 - 6 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮するものとする。
 - 7 調査委員会は、告発に係る研究活動が行われた研究機関がセンター以外である場合には、告発に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置を講じるよう当該研究機関に依頼し、報告を受けるものとする。また、センター以外の機関において調査が行われた場合には、センターは当該機関の調査に誠実に協力しなければならない。(原則として、特定不正行為に限るものとする。)

(審理及び事実認定)

第14条 調査委員会は、次の事項について審理し、事実を認定した上で、規範委員会に報告する。

- 一 研究不正の有無
 - 二 研究不正があると認めた場合には、次の事項に係る程度等
 - ① 研究不正の内容及び悪質性
 - ② 研究不正に関与した者とその関与の度合い
 - ③ 研究不正があると認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割
 - 三 特定不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づく虚偽の告発であることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 2 規範委員会は、調査委員会から前項に係る認定の終了について報告を受けたときは、速やかに理事長に報告するものとする。
 - 3 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として研究不正の認定を行わず、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、研究不正の認定を行うものとする。

- 4 研究不正の認定を行うに当たっては、調査委員会は被告発者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 5 被告発者は、弁明によって研究不正の疑惑を否定しようとする場合には、研究の正当性を自らの責任において科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 6 被告発者が、オリジナルデータ（生データ）、実験・観察ノート若しくは調査試料・実験試料・試薬等の事後の検証に必要とされる資料の不存在など、本来示すべき基本的な資料の不足により証拠を示すことができない場合には、研究不正が存在したとみなされる。ただし、被告発者の責によらない事由により当該資料を示すことができないなど、不存在に合理的な理由があると調査委員会が認めた場合には研究不正とはみなさない。
- 7 調査委員会が、研究不正が存在すると認定した場合には、規範委員会は次の各号に掲げる措置をとることができる。
 - 一 懲戒事由等に該当する可能性のある場合には、理事長及び告発に係る組織の長（以下、この項で「組織の長」という。）への報告
 - 二 研究活動の停止措置等に関する理事長又は組織の長への勧告
 - 三 研究費の使用停止及び返還措置等に関する理事長又は組織の長への勧告
 - 四 研究不正（原則として、特定不正行為に限る。この号において同じ。）への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、研究不正が認定された論文等の内容に責任を負う者として認定された著者に対する当該論文の取り下げ勧告
 - 五 配分機関、関連論文掲載機関、関連教育研究機関等への通知及びこれらの機関との協議（原則として、特定不正行為に限る。）
 - 六 研究不正の再発防止のために必要な措置等の実施状況についての定期的な報告の義務付け及び規範委員会による継続的な指導
 - 七 その他研究不正の排除のために必要な措置
- 8 理事長は、規範委員会から報告を受けた場合には、速やかに調査結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究不正に関与したと認定された者に通知するものとする。なお、特定不正行為の場合であって、被告発者がセンター以外の機関に所属している場合には、その所属機関に通知する。虚偽による告発についても同様とする。
- 9 理事長は、本調査の開始から150日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。配分機関の求めにより、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を配分機関に提出する。本項は、原則として、特定不正行為に限る。
- 10 規範委員会は、本調査により研究不正が存在しなかったことを確認した場合、被告発者の研究活動の正常化及び名誉回復のために、十分な措置を取らなければならない。

（調査対象者の追加）

- 第15条 調査委員会は、調査の過程において、調査対象者以外の研究従事者が研究不正に関与している疑いが判明した場合には、その旨を規範委員会に報告するものとする。
- 2 規範委員会は、調査委員会から前項の報告を受けたときは、予備調査を実施し、当該研究従事者を調査対象者とするものの可否について審議する。

- 3 規範委員会が当該研究従事者を調査対象者とすることを決定したときは、必要に応じて、新たな調査委員会を設置する、又は調査委員会の委員の全部若しくは一部を変更することができる。

(調査案件の分離)

第 16 条 調査委員会は、調査の過程において、新たな案件の発覚等があり、調査の進捗上、一部の案件を分離して調査する必要があると判断した場合には、規範委員会にその旨を報告するものとする。

- 2 規範委員会は、調査委員会から前項の報告を受けたときは、予備調査を実施し、当該案件を分離して調査することの可否について審議する。
- 3 規範委員会が当該案件を分離して調査することを決定したときは、必要に応じて新たな調査委員会を設置する。

(不服申立て)

第 17 条 研究不正を行ったと認定された被告発者及び告発が虚偽に基づくものと認定された告発者は、当該認定が示された日から 14 日以内に不服申立てができる。

- 2 前項の不服申立てに係る審査は調査委員会が行う。その際、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、規範委員会は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせる。ただし、規範委員会が当該不服申立てについて調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 再調査を行うことを決定した場合には、調査委員会は被告発者に対し、当初の調査結果を覆すに足る資料の提出等、再調査への協力を求める。不服申立てを行った被告発者から、再調査への協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。
- 4 調査委員会は、被告発者から特定不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに規範委員会に報告し、規範委員会は被告発者に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とする調査委員会が判断するときは、規範委員会は以後の不服申立てを受け付けないことができる。また、規範委員会は、被告発者から不服申立てがなされたことを、告発者及び配分機関に対して通知する。不服申し立ての却下及び再調査開始の決定を行ったときも同様とする。
- 5 特定不正行為に係る告発を悪意に基づき虚偽に行ったと認定された告発者から不服申立てがあったときは告発者の所属する機関、被告発者及び配分機関に対して通知する。
- 6 調査委員会は、本条第 4 項で決定した再調査の開始後 50 日以内に、当初の調査結果について審理し、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに規範委員会に報告し、規範委員会は当該結果を被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知する。加えて、規範委員会はその事案に係る配分機関・関連論文掲載機関・関連教育研究機関等に報告する。なお、委員会の審理事項については、第 14 条第 1 項を準用する。
- 7 調査委員会は、本条第 5 項の不服申立てがあったときは、30 日以内に再調

査を行い、その結果を直ちに規範委員会に報告し、規範委員会は当該結果を告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。加えて、規範委員会はその事案に係る配分機関に報告する。なお、委員会の審理事項については、第14条第1項を準用する。

(調査結果の公表)

- 第18条 理事長は、研究不正（原則として、特定不正行為に限る。以下、この条において同じ。）が存在するとの報告があったときには、特段の事情がない限り、速やかに調査結果を公表するものとする。公表する内容は、研究不正に関与した者の氏名及び所属、研究不正の内容、理事長が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名及び所属、調査の方法・手順等を含むものとする。認定の概要は、個人情報又は知的財産の保護等不開示に合理的な理由がある部分を除き、原則として公表する。公表事項について被告発者の意見がある場合には、その意見も合わせて公表するものとする。
- 2 理事長は、研究不正が行われなかったとの報告があったときは、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査案件が外部に漏洩していた場合、又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合には、調査結果を公表する。公表する内容は、研究不正がなかったこと、論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を怠ったことによるものではない誤りがあったこと、その他必要な事項とする。
- 3 理事長は、当該告発が虚偽に基づくものとの報告があったときは、前項の他、特段の事情がない限り、告発者の氏名及び所属を公表する。

(守秘義務)

- 第19条 規範委員会、小委員会、調査委員会を構成する者は、本規程に基づく調査及び審理により知り得た秘密を漏らしてはならない。また、調査及び審理により知り得た個人情報を、正当な理由をなく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 2 前項の規定は、規範委員会、小委員会、調査委員会の委員でなくなった後も、同様とする。

(改訂)

- 第20条 (削除)

(事務)

- 第21条 規範委員会、小委員会及び調査委員会における議事は記録として残すものとする。議事の記録に関する事務は監査室が担当する。
- 2 規範委員会、小委員会及び調査委員会の運営に関する庶務は企画医療研究課が担当する。

附則

(施行期日)

この規程は平成26年12月24日より施行する。

附 則（平成 27 年規程第 2 号、第 12 号）

（施行期日）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年規程第 35 号）

（施行期日）

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年規程第 24 号）

（施行期日）

この規程は、平成 28 年 6 月 27 日から施行する。

(別紙)

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン
平成26年8月26日 文部科学大臣決定より抜粋

調査結果の報告書に盛り込むべき事項

- 経緯・概要
 - 発覚の時期及び契機（※「告発」の場合はその内容・時期等）
 - 調査に至った経緯等
- 調査
 - 調査体制（※調査機関に属さない外部有識者を含む調査委員会の設置）
 - 調査内容
 - ・ 調査期間
 - ・ 調査対象（※対象者、対象研究活動、対象経費〔競争的資金等、基盤的経費〕）
 - ・ 調査方法・手順（例：書面調査〔当該研究活動に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査等〕、関係者のヒアリング、再実験を行った場合は、その内容及び結果等）
 - ・ 調査委員会の構成（氏名・所属を含む。）、開催日時・内容等
- 調査の結果（特定不正行為の内容）
 - 認定した特定不正行為の種別（例：捏造、改ざん、盗用）
 - 特定不正行為に係る研究者（※共謀者を含む。）
 - ① 特定不正行為に関与したと認定した研究者（氏名（所属・職（※現職））、研究者番号）
 - ② 特定不正行為があったと認定した研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定した研究者（氏名（所属・職（※現職））、研究者番号）
 - 特定不正行為が行われた経費・研究課題
 - 〈競争的資金等〉
 - ・ 制度名
 - ・ 研究種目名、研究課題名、研究期間
 - ・ 交付決定額又は委託契約額
 - ・ 研究代表者氏名（所属・職（※現職））、研究者番号
 - ・ 研究分担者及び連携研究者氏名（所属・職（※現職））、研究者番号
 - 〈基盤的経費〉
 - ・ 運営費交付金

- ・私学助成金
- 特定不正行為の具体的な内容（※可能な限り詳細に記載すること）
 - ・手法
 - ・内容
 - ・特定不正行為と認定した研究活動に対して支出された競争的資金等又は基盤的経費の額及びその用途
- 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由
- 調査機関がこれまで行った措置の内容
(例)競争的資金等の執行停止等の措置、関係者の処分、論文等の取下げ勧告等
- 特定不正行為の発生要因と再発防止策
 - 発生要因（不正が行われた当時の研究機関の管理体制、必要な規程の整備状況を含む。）（※可能な限り詳細に記載すること）
 - 再発防止策